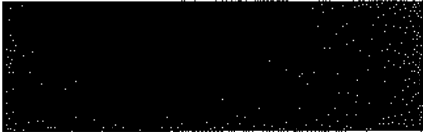


継続審査中の請願・陳情について（医療・介護・高齢者支援特別委員会）

福祉部 地域ケア推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第 18 号 長寿サポートセンターに関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 「江東ホーム内に長寿サポートセンターを設置して下さい」</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 6 月 3 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過（高齢者支援・介護保険制度特別委員会） 令和元年 6 月 26 日 令和元年 10 月 16 日 令和元年 12 月 12 日 令和 2 年 3 月 23 日 令和 2 年 6 月 25 日 令和 2 年 10 月 20 日 令和 2 年 12 月 11 日 令和 3 年 3 月 23 日 令和 3 年 7 月 6 日 令和 3 年 10 月 18 日 令和 3 年 12 月 13 日 令和 4 年 3 月 23 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 区の高齢者に関する相談支援体制については、平成 29 年に見直しを行った。長寿サポートセンター（地域包括支援センター）は、高齢者 5,000 人に対して 1 カ所のセンターを設置する方針のもと、センターの再配置と高齢者人口の分布状況に応じた担当地区の見直しを行い、21 センターという 23 区内でもかなり手厚い体制に移行した。 この変更に伴い、従前、江東ホーム内にあった在宅介護支援センターが廃止となった。 現在は、高齢者総合福祉センター内の京陽長寿サポートセンターが業務を適切に引き継いでいること、また、実態として電話やメールによる相談、また、自宅に訪問して相談を受けるといった対応の割合が高くなっており、現時点で新たに長寿サポートセンターを設置することは考えていない。</p>	

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第2号 ケアプランの有料化は行わないよう求める決議をすることを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 ケアプランの有料化は行わないよう、国に求める決議をしてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年1月15日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 (高齢者支援・介護保険制度特別委員会) 令和2年3月23日 令和2年6月25日 令和2年10月20日 令和2年12月11日 令和3年3月23日 令和3年7月6日 令和3年10月18日 令和3年12月13日 令和4年3月23日</p> <p>2 審査概要 ・ケアプランの有料化については、社会保障審議会において、第9期介護保険制度の見直しの中で「ケアマネジメントに関する給付の在り方」として引き続き検討されることとなっている。 ・制度改正にあたっては、全国市長会を通じて、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、持続可能な介護保険制度の確立を図ることを国に要望している。</p>	

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第 27 号 枝川一丁目の空き都有地に特別養護老人ホームを新設するとともに、誰もが安心して利用できるように介護施設利用料の大幅な軽減を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 枝川一丁目の空き都有地に特別養護老人ホームを新設すること (2) 誰もが安心して利用できるように介護施設利用料の大幅な軽減を行うこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 2 年 6 月 1 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過 (高齢者支援・介護保険制度特別委員会) 令和 2 年 6 月 25 日 令和 2 年 10 月 20 日 令和 2 年 12 月 11 日 令和 3 年 3 月 23 日 令和 3 年 7 月 6 日 令和 3 年 10 月 18 日 令和 3 年 12 月 13 日 令和 4 年 3 月 23 日</p> <p>2 審査概要</p> <p>(1) 当該都有地について、都としては、今のところ具体的な用途は決まっていないものの、今後利用する可能性があるため、現時点では区に貸し出す予定はないとのことである。 今後も引き続き、ほかの都有地等公有地への特養整備について検討していく。</p> <p>(2) 介護施設利用料は、介護保険利用料のほか、居住費、食費など在宅でも要する費用がある。 利用者負担の軽減施策として、高額介護サービス費、補足給付、及び生計困難者に対する利用者負担額軽減制度等を実施している。</p>	

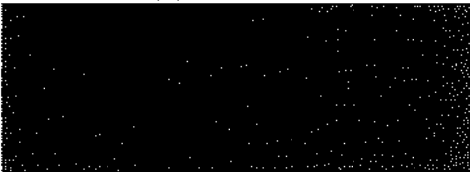
件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第40号の4 新型コロナウイルス感染拡大防止のための情報公開とPCR検査の実施に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (5) 介護事業所で働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること (6) 特別養護老人ホーム等への入所予定者に対し、PCR検査を実施すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月1日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 (高齢者支援・介護保険制度特別委員会) 令和2年10月20日 令和2年12月11日 令和3年3月23日 令和3年7月6日 令和3年10月18日 令和3年12月13日 令和4年3月23日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下のとおり説明の上、質疑を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホームの新規入所者のPCR検査費用に係る補助事業を令和2年11月から開始した。2年度の利用実績は、10事業所91名である。 3年度は認知症高齢者グループホームを対象に実施した。3年度の利用実績は、4事業所6名である。 なお、令和4年10月まで同様の補助事業を継続予定。 ○ 通所系・入所系施設の利用者・職員のPCR検査費用に係る補助事業を令和2年12月から開始した。2年度の利用実績は、18事業所407名である。 3年度は訪問系事業所の職員を対象に加え、回数制限を無くし(補助上限額あり)実施した。3年度の利用実績は、51事業所11,482名である。 なお、令和4年10月まで同様の補助事業を継続予定。 	<p>(厚生委員会付託分) (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況について、より詳細な情報を区民に提供すること (2) 保育園、障害者施設で働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p> <p>(区民環境委員会付託分) (3) 清掃業務に従事する職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p> <p>(文教委員会付託分) (4) 幼稚園、小中学校、江東きつずクラブで働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p>


件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第45号の3 新型コロナウイルス感染者再拡大防止のための検査体制強化を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (3) 感染リスクの高い高齢者施設関係者に対し、定期的な PCR 検査を行うための予算を確保し、実施すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月14日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 (高齢者支援・介護保険制度特別委員会) 令和2年10月20日 令和2年12月11日 令和3年3月23日 令和3年7月6日 令和3年10月18日 令和3年12月13日 令和4年3月23日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下のとおり説明の上、質疑を行った。 ○ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホームの新規入所者の PCR 検査費用に係る補助事業を令和2年11月から開始した。2年度の利用実績は、10事業所91名である。 3年度は認知症高齢者グループホームを対象に実施した。3年度の利用実績は、4事業所6名である。 なお、令和4年10月まで同様の補助事業を継続予定。 ○ 通所系・入所系施設の利用者・職員の PCR 検査費用に係る補助事業を令和2年12月から開始した。2年度の利用実績は、18事業所407名である。 3年度は訪問系事業所の職員を対象に加え、回数制限を無くし(補助上限額あり)実施した。3年度の利用実績は、51事業所11,482名である。 なお、令和4年10月まで同様の補助事業を継続予定。</p>	<p>(厚生委員会付託分)</p> <p>(1) 感染リスクの高い保育園や児童館の施設関係者に対し、定期的な PCR 検査を行うための予算を確保し、実施すること</p> <p>(4) 3密を避けた安心した保育、こどもの居場所の確保が実施できる環境を整えるため、法令改正や設置基準の改善を求めること</p> <p>(6) 行政の責任として、新型コロナウイルス感染に関する公正で正確な情報を提供すること</p> <p>(7) コロナ禍において、保育園職員の処遇に適切でない対応や、利用する保護者に威圧的な休園要請が起きないように、指導を強化すること</p> <p>(文教委員会付託分)</p> <p>(2) 感染リスクの高い学校、幼稚園、放課後きつずクラブの施設関係者に対し、定期的な PCR 検査を行うための予算を確保し、実施すること</p> <p>(5) 3密を避けた安心した教育、こどもの居場所の確保が実施できる環境を整えるため、法令改正や設置基準の改善を求めること</p>

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第46号の3 エッセンシャルワーカーズなどへのPCR検査体制の強化を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (3) 介護施設の従事者、入所者等に対し、定期的なPCR検査を実施すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月15日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過（高齢者支援・介護保険制度特別委員会） 令和2年10月20日 令和2年12月11日 令和3年3月23日 令和3年7月6日 令和3年10月18日 令和3年12月13日 令和4年3月23日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下のとおり説明の上、質疑を行った。</p> <p>○ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホームの新規入所者のPCR検査費用に係る補助事業を令和2年11月から開始した。2年度の利用実績は、10事業所91名である。 3年度は認知症高齢者グループホームを対象に実施した。3年度の利用実績は、4事業所6名である。 なお、令和4年10月まで同様の補助事業を継続予定。</p> <p>○ 通所系・入所系施設の利用者・職員のPCR検査費用に係る補助事業を令和2年12月から開始した。2年度の利用実績は、18事業所407名である。 3年度は訪問系事業所の職員を対象に加え、回数制限を無くし（補助上限額あり）実施した。3年度の利用実績は、51事業所11,482名である。 なお、令和4年10月まで同様の補助事業を継続予定。</p>	<p>（厚生委員会付託分）</p> <p>(1) 医療機関、保健所、障害者・福祉施設、保育園、児童館の従事者、各種施設の入所者、通院者に対し、定期的なPCR検査を行うこと</p> <p>(4) 近い将来、希望する人に対し、PCR検査を実施できるようにすること</p> <p>(5) 大学病院、民間病院、民間検査機関の協力を得て、ドライブスルーを含む必要なPCR検査センターを作り、区でPCR全自動検査装置を購入すること</p> <p>(6) 区保健所の医師、正規の保健師などの職員を増員し、検体採取・運搬、患者の送迎などについて体制を拡充すること。また、感染状況を定期的にデータによって判断し、対策方針づくりを行う専門家チームを設置すること</p> <p>(7) 予算は国、都に要請するとともに、区の基金を活用すること （文教委員会付託分）</p> <p>(2) 幼稚園、江東きつざクラブ、小・中・高等学校の従事者、通学者等に対し、定期的なPCR検査を実施すること</p>

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第 57 号 高すぎる国民健康保険料の引き下げを 求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、(1)、(2)は区に 働きかけ、(3)は要望書を都に提出し、 (4)は意見書を国に提出してください。</p> <p>(1) こどもを国民健康保険料の均等割 の対象から外すこと (2) 一般会計からの繰入れを行い、国民 健康保険料引下げの財政支援を強化 するとともに、当面の間、多子世 帯への均等割額免除の財政支援制度 を設けること (3) 低所得者層への負担軽減策を拡充 すること (4) 国庫負担割合の引上げを行うこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 2 年 11 月 16 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 (厚生委員会)</p> <p>令和 2 年 12 月 2 日 令和 3 年 3 月 10 日 令和 3 年 6 月 16 日 令和 3 年 10 月 7 日 令和 3 年 12 月 2 日 令和 4 年 3 月 10 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) こどもの均等割及び多子世帯への支援については、国が令和 2 年 5 月に少子化社会対策大綱を閣議決定している。未就学児を対象に こどもの均等割を 5 割軽減する措置を令和 4 年度から実施する。</p> <p>(2) 本区においては、令和 2 年度の決算ベースで、国保会計には約 49 億円が一般会計から繰り入れられており、そのうち約 18 億円の法 定外繰り入れを行っている。また、国からは法定外繰り入れの縮減 及び解消を求められており、区としても、法定外繰り入れの縮減に 努めている。 なお、令和 4 年度保険料率の算定において、一般会計からの繰り 入れを行い保険料抑制を図っている。</p> <p>(3) 低所得者層への負担軽減策として、すでに所得に応じた均等割額 の 7 割、5 割、2 割軽減や非自発的失業者に対する軽減制度があ る。 なお、特別区においては、平成 30 年度の制度改正に伴い、保険 料の急激な上昇を防ぐための激減緩和措置を独自に実施してい る。</p> <p>(4) 令和 4 年度の国の予算要求では、国保全体で、国・都道府県合 わせて、約 4.5 兆円の公費を投入する予定となっている。 また、平成 27 年度から、低所得者対策の強化として 1,700 億 円、平成 30 年度から財政調整機能の強化として 1,700 億円の国 からの財政支援の拡充が行われている。</p>	

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第58号 介護保険料を引き下げるなど、一層の介護保険の充実を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 (1) 保険料の設定にあたり、基金の取り崩し、一般会計からの補助を行い、値下げすること (2) 要支援から要介護に移行した者について、総合事業サービスに留め置かないこと (3) 特別養護老人ホームの待機者をなくすための施設整備を行うこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年11月16日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過（高齢者支援・介護保険制度特別委員会） 令和2年12月11日 令和3年3月23日 令和3年7月6日 令和3年10月18日 令和3年12月13日 令和4年3月23日</p> <p>2 審査概要 (1) 第8期の保険料については、要介護認定者及び介護サービス需要の増加により、一定の負担を求めることが必要であり、増額を避けることは困難であったが、介護給付費準備基金を有効に活用して増額幅を抑制した結果、月額保険料基準額は5,800円となり、23区の中でも低廉な金額設定となった。 なお、一般会計からの財源投入については、給付に応じた負担の関係が不明確になり、介護給付の適正化と持続性を棄損するおそれがあるため実施していない。 (2) 総合事業の利用者が要支援から要介護になった際に、自治体の判断により、引き続き総合事業の利用を可能とする省令が発出されたが、総合事業に利用者を留め置く趣旨とはなっていない。なお、本区において該当する事業は、ご近所ミニデイ（サービスB）のみとなる。 ご近所ミニデイ実施団体に対する、国のガイドラインの周知ならびに弾力化への対応意向調査を行っており、調査結果を踏まえて、弾力化等の実施について検討する。 (3) 特別養護老人ホームについては、亀戸九丁目の都有地を活用し、新規整備を行う。また、老朽化した区内特養でも2施設が移転改築工事を行い、令和4年度に、施設規模の拡大に伴い増床を図った上で移転開設する。</p>	

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第12号 75歳以上の医療費負担の原則2割化反対、保険料引き下げを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、(1)は国に、(2)は東京都後期高齢者医療広域連合に働きかけてください。 (1)75歳以上の医療費の窓口負担を2割にしないこと (2)後期高齢者医療制度の保険料を引下げること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年2月15日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過 (厚生委員会) 令和3年3月10日 令和3年6月16日 令和3年10月7日 令和3年12月2日 令和4年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 国は、これまでの社会保障の構造を見直し、全世代対応型の社会制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案を閣議決定し、国会に提出をしている。 後期高齢者医療の被保険者のうち一定所得以上である者について、窓口負担を2割としている。 区としては持続可能な国民皆保険制度の運営を考慮すると、所得状況に応じた負担はやむを得ないものと考えている。 (2) 後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定され、次期令和6・7年度の保険料については、令和5年度に東京都後期高齢者医療広域連合が区市町村と議論を重ね決定する。</p>	

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第13号 第8期の介護保険料の引き下げと、介護給付から総合事業への置きかえを行わないよう求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 (1) 第8期の介護保険料を引き下げること (2) 介護給付から総合事業への置きかえを行わないこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年2月15日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過 (高齢者支援・介護保険制度特別委員会) 令和3年3月23日 令和3年7月6日 令和3年10月18日 令和3年12月13日 令和4年3月23日</p> <p>2 審査概要</p> <p>(1) 第8期の保険料については、要介護認定者及び介護サービス需要の増加により、一定の負担を求めることが必要であり、増額を避けることは困難であったが、介護給付費準備基金を有効に活用して増額幅を抑制した結果、月額保険料基準額は5,800円となり、23区の中でも低廉な金額設定となった。</p> <p>(2) 総合事業の利用者が要支援から要介護になった際に、自治体の判断により、引き続き総合事業の利用を可能とする省令が発出されたが、利用者を介護給付から総合事業に置き換える趣旨とはなっていない。なお、本区において該当する事業は、ご近所ミニデイ (サービスB) のみとなる。 ご近所ミニデイ実施団体に対する、国のガイドラインの周知ならびに弾力化への対応意向調査を行っており、調査結果を踏まえて、弾力化等の実施について検討する。</p>	

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第31号の4 江東区の公共施設の使用料を、値上げを据え置いている現行料金のまま、6区分化を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 (4) 福祉会館の貸室使用料の値上げを据え置き、貸出時間帯を6区分に細分化して貸し出すこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年6月1日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [Redacted]</p>	<p>1 審査経過 (高齢者支援・介護保険制度特別委員会) 令和3年7月6日 令和3年10月18日 令和3年12月13日 令和4年3月23日</p> <p>2 審査概要</p> <p>○ 福祉会館では、区内在住の高齢者・障害者団体が利用する場合は使用料が無料となる。貸出時間帯の細分化については、現状の利用に支障を来す可能性も想定されることから、慎重な検討がなされるべきものと認識している。</p> <p>○ 施設使用料については、条例改正が終了しているものの、新型コロナウイルス感染症の収束が依然見通せない状況から、令和2年10月から実施している特例的措置としての使用料等の改定前料金への据え置きは、令和4年9月30日利用分まで延長している。</p>	<p>(区民環境委員会付託分)</p> <p>(1) 文化センターなどの市民文化系施設の使用料の値上げを据え置き、貸出時間帯を6区分に細分化して貸し出すこと</p> <p>(2) スポーツセンターなどのスポーツ施設系の使用料の値上げを据え置き、貸出時間帯を6区分に細分化して貸し出すこと</p> <p>(3) 消費者センターなどの値上げを据え置き、貸出時間帯を6区分に細分化して貸し出すこと</p> <p>(企画総務委員会付託分)</p> <p>(5) 男女共同参画推進センターの使用料の値上げを据え置き、貸出時間帯を6区分に細分化して貸し出すこと</p> <p>(厚生委員会付託分)</p> <p>(6) 児童館の貸室使用料の値上げを据え置き、貸出時間帯を6区分に細分化して貸し出すこと</p>

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第51号の2 熱中症から命を守るためのエアコン設置などに関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 (2)一人暮らし高齢者世帯にエアコン購入・設置費用を助成すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月7日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 (高齢者支援・介護保険制度特別委員会) 令和3年10月18日 令和3年12月13日 令和4年3月23日</p> <p>2 審査概要</p> <p>○ 高齢者の熱中症対策としては、区報への、対策記事や高齢者福祉施設における猛暑一時休憩所設置の案内記事の掲載、また、長寿サポートセンターの職員による熱中症訪問等を行っている。引き続き、熱中症の予防法や症状・対処法等の周知を進め、注意喚起の徹底に努めていく。 このため、現時点では、高齢者世帯へのエアコンの購入・設置費用の助成を実施する予定はない。</p>	<p>(厚生委員会付託分)</p> <p>(1) 障害者、未就学児がいる世帯にエアコン購入・設置費用を助成すること</p> <p>(3) 低所得世帯にエアコンの電気代を補助すること</p>

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 4 陳情第5号の2 交通困難地域解消・通院困難な高齢者への緊急策と総合的な計画策定と実施を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 (1) 通院困難な高齢者にタクシー券を支給すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和4年2月14日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過（高齢者支援・介護保険制度特別委員会） 令和4年3月23日</p> <p>2 審査概要</p> <p>○ 社会福祉協議会のふれあいサービスやシルバーカー給付、リフト付き福祉タクシーといった、高齢者が利用可能な外出支援事業の周知に努める。 また、交通弱者は高齢者だけではなく障害者や妊婦なども含まれることから、その対策は総合的に検討されるべきと考える。地域公共交通に係る検討委員会では、「移動支援が必要な区民については、デマンド交通など新たな交通手段につき調査・研究を行っていく」としており、現時点では、高齢の方へのタクシー券を支給する予定はない。</p>	<p>(地下鉄8号線延伸・交通対策推進特別委員会付託分)</p> <p>(2) 区内を走る交通事業者、警察、住民など関係者から実情等を把握し、交通困難地域解消・交通弱者対策の総合的な計画を策定の上、実行すること</p>